

発行所 (郵便番号100)  
東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸の内ビルディング781号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (212) 4007・1447  
編集責任者 高須 裕 三  
印刷所 関東図書株式会社  
定価200円(年間購読料参千円)  
1977年9月25日発行  
第9巻 第9号  
(毎月1回25日発行)  
昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 9 No. 9

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンに見るインフレと不況下の福祉政策 研究シリーズ (4)

## スウェーデンの消費者政策

Consumers' Policy in Sweden

理事 日本大学教授 内藤 英憲  
Prof. Hidenori Naito

スウェーデンは1人当たり GNP でいえば、1974年で5,787ドルという世界最高水準の所得をもつ国である。これはわが国のおよそ1.8倍にあたるが、しかし、その所得分配はいたって平等であり、周知のように高福祉、高負担の国であるから、国民の私的消費は割合に質素であり、平均化している。したがってスウェーデン消費者の消費生活に対する改善意欲はいたって強く、たとえば、消費協同組合の世界に冠たる発展ぶりにもそのことはうかがわれる。

とはいえ、このように自助組織が発達しておれば、それだけで、消費者の消費生活の利益、安全が保たれるかといえ、決してそうではないであろう。市場法則の貫徹しているところでは、消費者が企業に比べてなんといっても弱い立場にあることは事実であるから、消費者の自助・精神と呼応して、消費生活保善のための政策措置はどうしても必要であり、それがすなわち、消費者政策に外ならない。この点、スウェーデンはどうなっているのであろうか。政策実行機関に関する簡単なサーヴェイとしては次のとおりである。

消費者庁 (Konsumentverket)。いくつかの消費者向け政府機関が一つになり、1973年1月1日に発足した中央機関であって、その主たる任務は次のごとくである。

(1) 消費者の必要を確認すること。

- (2) 恵まれない人々と、その人々の必要とするものにとくに注意を払うこと。
- (3) 自治体当局の消費者向け活動を支援すること。
- (4) 州行政部の特別消費者アドバイザーが行なう地方的活動を指導し、支援すること。
- (5) 市場における財貨やサービスを試験し、評価すること。
- (6) コンシューマリズム運動における研究を支援し、イニシアチブをとること。
- (7) 消費者の必要ならびに需要について、工業部門に忠告し、またそれへの影響力をもつこと。
- (8) 一般大衆に研究、調査の結果を提供し、法制その他の重要問題を公示すること。
- (9) 各レベルの学校における、また諸教育機関における教育のプログラムを支援し、イニシ

### 目次

スウェーデンに見るインフレと不況下における福祉政策研究シリーズ(4)	
スウェーデンの消費者政策……………内藤 英憲…1	
勤労者福祉……………永山 泰彦…3	
スウェーデンのトピック……………6	
最近のスウェーデン経済・社会ニュース……………9	

アチブをとること。

- (10) 消費者問題解決のために、他の責任ある機関と協力すること。
- (11) 政府機関や個々の市民のために、試験や調査を行なうこと。
- (12) 公立苦情処理委員会の活動に対して責任をもつこと。

具体的には、調査、生産者との折衝、情報供与、訓練、補助金供与、試験などがこの機関の仕事である。消費者庁はもちろん役所であるが、消費者、賃金労働者、実業界を代表する9人の非常勤理事会をもっている。

#### 公立苦情処理委員会

消費者が、財貨やサービスについて苦情があるとき、これを公立苦情処理委員会 Allmannareklamationsnamnden に申出ることができる。公立苦情処理委員会は消費者庁の下部機関であって、消費者代表と企業代表からなり、議長に裁判官をもつ一種の勧告機関であるが、勧告の承諾率は80パーセントにおよんでいる。年に5,000件もの苦情がここで処理されるというから、スウェーデンの消費者の多くは正規の法廷にたよることなく、より安直なこの機関によって、売手とのトラブルを解決しているわけである。

#### 消費者オンブズマン

消費者問題に関する護民官である消費者オンブズマンK Oは、1971年1月1日から発足した。もちろん政府任命である。オンブズマンの依拠する法律は売買慣例法と不適正契約禁止法の二つである。

売買慣例法は、いつわりの広告、誤解をまねくような価格づけ、品質についての不正確な記事、生産物に対する虚偽の契約、その他類似の問題を取締る法律である。たとえば、ソーセージについていえば、広告や包装の説明と中味が違うとか、包装の大きさに比べて中味が少なすぎるとか、この種の問題は取締りの対象となる。したがって、スウェーデンでは企業側もこの点には大変気を配っている。一例をあげれば、スウェーデンでは角砂糖はビート糖であって、大きさは不揃いであるが、その包装紙には正味重量、価格だけでなく、個数もなん個からなん個までと明示してある。

他方、不適正契約禁止法というのは、印刷済契約書にある非倫理的な条項から消費者を守ろうとするものである。具体的にいえば、自動車など高

額製品を買う場合など、その契約書は細かく諸条件が印刷されているのが普通であるが、買う方は通常それをていねいに読むことはない。つまり買手にとって不利な条項が記載されていても、つまりうっかりして気がつかないわけで、こういうトラブルの為の法律がこの不適正契約禁止法である。

ところで、消費者がこれら二つの法律に抵触する問題で苦情をもったとしよう。彼は電話でもよいから、オンブズマンに伝えればよい。オンブズマンはこれを究明し、企業側に改善を要求する。話がつけばそれでよいし、調停がならなければこれを市場裁判所におくる。しかし大部分のトラブルは市場裁判所におくられることなく解決する。オンブズマンおよび20人のそのスタッフの年間扱い件数は約5,000件であるといわれている。

#### 市場裁判所

オンブズマンで解決のつかない消費者対企業のトラブルは、市場裁判所 Marknadsdomstolen で扱う。オンブズマン発足の1971年以後の三年間に市場裁判所へまわされたトラブル数は約100件であった。市場裁判所は事業家が不法行為を行なった場合、10万クロナまでの罰金を出す権限を与えられている。

市場裁判所の構成メンバーは、判事の経歴のある人を議長に、消費者、賃金労働者、雇主等からなっている。

#### 価格、カルテ庁

価格、カルテ庁SPKは、諸価格の動きを監視、私企業の競争を育成し、これらについての調査や情報供与を任務とする機関である。したがってその対象は全財貨にわたっており、必ずしも消費財とは限っていない。しかしながら、その中にテレビ、ラジオ、ステレオ、テープレコーダー、電気洗濯機、ミシン等の耐久消費財をはじめ日用品にいたるまで、消費財がカバーされているのは当然で、事実、消費者オンブズマン、市場裁判所、消費者庁などとの密接な関連のもとに活動している。具体的にいえば、必要な場合には価格凍結、公定価格などの価格統制を行なう権限を与えられている。

以上のようにスウェーデンでは、消費者政策の諸組織がよくできあがっている。しかもそれらがなかなかよく活動しているように見受けられる。というのは、抽象的な論議やもよしなどが中心でなく、あくまで実際の、かつ消費者にとって有

効に働いているように思われるからである。この点にも合理主義を尊ぶスウェーデンの国民性があらわれているともいえる。

またもう一つ指摘しておきたいことは、消費者優先ということは当然であるけれども、それは、消費者というものが企業側に比べて、力が分散しやすく、また商品知識等取引慣行の知識に乏しく、弱い立場にあるからであって、格別えこひきされているからではないということである。要するに消費者政策も企業対消費者の間で公平な取引が行なわれるということが眼目であって、企業側とくに中小企業側になんらの保護政策がないのと同様、消費者側に対しても、消費協同組合の課税などで若干の恩典がある他は、限度を越えた保護精神はないのである。個を重んじ、自主性を大切にす西歐の精神が基盤になっており、若干情に流されがちな面のあるわが国立法とはいささか趣きを

を異にするところがあることを忘れてはならない。

#### 参考文献

- 1 The Swedish Institute, The Swedish Ombudsman, 1973
- 2 KO, Report to The OECD Committee, 1973
- 3 Ministry of Commerce, Institutional means for implementing Consumer policy in Sweden, 1973
- 4 The National Board for Consumer Policies, Consumer Policy in Sweden, 1972
- 5 Ministry of Commerce, Annual report on Consumer policy, 1973
- 6 The Swedish Institute, Swedish Consumer Policy, 1975
- 7 The National Swedish Price and Cartel Office, Annual Report for 1975.
- 8 The National Swedish Price and Cartel Office, Facts about SPK, 1974.

---

スウェーデンに見るインフレと不況下の福祉政策 研究シリーズ (4) つづき

---

## 勤 労 者 福 祉

Welfare of Workers

東海大学助教授 永 山 泰 彦  
Assistant Prof. Yasuhiko Nagayama

勤労者福祉ないし労働福祉は、通常雇用関係にある労働者および雇用者を対象としている。したがって、一般の社会福祉とは異なる側面をもっている。勤労者福祉は基本的には、賃金や労働時間などの基本的な労働条件以外の労働者およびその家族に対する付加的な労働条件を対象としている。これらは① 所得保障、② 雇用の安定、③ 財貨サービス、④ その他となっている。

勤労者福祉は労働条件に対する最低基準がその出発点になる。しかし、近年先進工業国とりわけ福祉国家を代表する北欧諸国では、単なる労働条件の最低基準の確保にとどまらず、ミクロ的にも個人の効用ないし、福祉の点で最適の基準を探り、その極大化と均衡条件（効率と安定）の同時達成をめざす「最適基準」が目標にされている。

経済的には所得水準（賃金・給与および労働時間）の成長、安定、分配の平等ないし公正の達成にとどまらず、非経済的福祉の追求も重視されている。具体的には、労働者およびその家族をとりまく環境（職場環境や生活環境）の改善、労使関

係の民主化などが推進されている。これらの新しい動きを要約すると、次のようになる。

北欧諸国では、1960年代後半から産業民主主義や労働環境の改善（QWL、労働の質、働きがいなどといわれている）、労働者の資産所有の重視など注目される転換がみられる。

スウェーデンの労使は1969年に、労働環境の人間化、QWLの全国的な推進を行なうため、その推進母体として「協力のための開発審議会＝Utvecklingsrådet för Samarbetsfrågor＝(URAF)」が設置された。次いで、1973年4月1日から労働重役制が法制化された（当初73年4月1日～1976年6月30日までの時限立法）。その後、1976年7月からは労働重役制は正式に法制化された。

これら一連の勤労福祉の展開のうち、労働環境の人間化の問題は、スウェーデン社会研究所が1974年5月より通産省の産業政策局企業行動課の斡旋および人間能力開発センターの委託を受けて行なった「人間性確保のためのマン・マシン・シ

システムの開発に関する調査研究」があるため省略したい。<sup>(1)</sup>

そこで、1974年1月1日から改正された労働安全法 (Arbetarokyddslagen) および、1974年7月1日から法制化された雇用保障法 (Trygghet i Anställningen) を中心に説明したい。なお、1977年1月1日からは労使間の団体交渉の範囲を拡大する「勤労生活の共同規制に関する法律」が制定された。

### 労働安全法 (労働者保護法) の改正

スウェーデン最初の労働者保護立法 (工場法) は1889年にさかのぼり、最初の労働安全監督官は1890年に誕生した。その後、1912年、1938年、1949年に改正された。1949年には、社会福祉省内に産業安全局 (Arbetarskyddsstyrelsen) が設立された。また、1942年には地方安全委員 (ローカル安全スチュワート) 制度が始めて導入されているが、1949年の改正では、労働組合の地方組織が安全委員の運営に参加することになった。

スウェーデンの労働安全、労働災害の防止は、法律による規制と労使間の自主的協力によって運営されている。1969年には政府は、労働安全法を改正するための特別委員会を任命し、1974年1月1日から改正が行なわれた。この改正に際しては法律の改正と同時に政令によって法律の運用を規定している。

新労働安全法および政令の特徴は、事故や病気の発生の予防に力点が置かれていること、労使間の信頼関係と協力の基盤を一層強化し、職場環境の質の向上がはかれることなどをそのねらいとし、次の三点が重要な改正点になる。

- 1 安全委員会 (Skyddskommitté) の設置を義務づけたこと。
- 2 安全管理委員 (huvudskyddsombud : 安全オンブド) を設置したこと。
- 3 公的監視制度 (Offentlig tillsyn) 制度が強化されたことなどである。

従業員50人以上の事業所にはすべて安全委員会の設置が義務づけられた (労働安全法、第六章第41条)。また、安全委員会は経営者代表者および地方労働組合の代表が加わり協力することができる (労働安全政令第65条)。

安全委員会は職場における、安全衛生、作業環境の監査、病気の予防、環境の整備、新しい作業環境計画の立案、さらに教育訓練計画、情報の提

供などの事項を処理する (同法第41条a項)。

また、安全管理責任者は業種にかかわらず、従業員5人以上の事業所で任命される。また、安全管理者が2名以上いる事業所では主任安全管理者を任命する。安全管理者および主任安全管理者は、労働組合の地方組織が選任する。労働組合の地方組織がない場合には従業員から直接選挙によって選ばれる (同法第六章第40条)。安全管理者は経営者と十分協議協力して、建物の新改築、装置や作業方法の計画に参画し、安全の観点から満足のゆく状態にするように努力する。労働管理者はあくまでも労使間の相互協力と信頼関係にもとづき、労働安全上の改善、変更を行なうが、経営者の協力が得られない場合には、労働安全監督官 (Yrkesinspektionen : 公務員) に委託する。とりわけ、重大な労働災害をもたらす危険性が大きく、また、安全委員会の注意が除去されない場合には労働安全監督官によって作業の中止、または一時停止が行なわれる (同法第40条a、40b)。第二に、安全管理者は職務上必要な場合、経営者が所有する書類の調査または資料の提出を要求できる。安全管理者は自己の職務の遂行には妨言をされない。安全管理者としての任期後、解雇または雇用上不利な対遇を受けない。安全管理者は任期終了後、就任前の労働条件を得る権利を有する。もしも、使用者がこの条件に違反した場合、労働裁判所で審査し、通常の裁判所で決着される (同法第42条、第44条、同政令第63条)。

労働安全法では、また、公的監視制度が強化された。公的監視体制は中央と地方から構成されるが、中央では産業安全局があたり、地方自治体では保健担当職員があたる。労働安全監督官は産業安全局が統轄している。

スウェーデンでは、労働安全法の改善前から中小企業の労働安全の向上に注意がはられ、1960年代から各地に職業保健センターが設置されている。1971年には、全国で56の職業保健センターが設置され、約13万人の雇用者をカバーしている。また、南スウェーデンのデルバイ保健センター (the Delby Health Centre) および国立職業保健センターでは、従業員5~10名位の小企業における労働安全の研究が進められている。<sup>(2)</sup>

労働環境の不備によって、医療保険、労災保険、失業保険の出費がかさむことは福祉の充実にとって好ましいばかりではなく、社会的負担が増大す

る。労働災害を未然に防止することは、勤労者福祉の最も基本であるだけでなく、経済的負担の軽減にもつながる。労働災害の定義は国によって異なり、また、統計も通常定義が異なるため困難である。しかし、労働災害による死亡事故は無数の労働災害のうえに積み重さねた上に発生する決

定的な事故である。第一表は日本とスウェーデンにおける労働災害死亡者数を比較したものである。スウェーデンでは分母の雇用者比率が日本よりも高いが、千人当りの死亡率は明らかに低くなっている。

第1表 労働災害死亡者数の推移——日本・スウェーデン

	日 本 <sup>1)</sup>			ス ウ ェ ー デ ン <sup>2)</sup>		
	雇用者総数	死亡者数	千人当り死亡率 (年当り)	雇用者総数	死亡者数	千人当り死亡率 (年当り)
1965年	28,760千人	6,046人	0.21	3,320千人	458人	0.14
66	29,940	6,303	0.21	3,343	421	0.13
67	30,710	5,990	0.20	3,357	379	0.11
68	31,480	6,088	0.19	3,324	410	0.12
69	31,990	6,208	0.19	3,343	410	0.12
70	33,060	6,048	0.18	3,369	389	0.12
71	34,060	5,561	0.16	3,541	317	0.10
72	34,520	5,631	0.16	—	—	—

資料：1) 日本の雇用者数は総理府統計局「労働力調査」、労働災害による死者は労働省「労働者死傷月報」。

2) スウェーデンはいずれも Arbetsmarknadsstatistisk årbok 1973 なお雇用者総数は「労働力調査」ペース。

経済企画庁 `国民生活局「総合的社会政策をめざして」(永山稿) 勤労者福祉と労使関係の変容昭和51年6月 P. 119

### 雇用保障法の導入によって充実された雇用政策

スウェーデンでは従来から雇用政策の充実にとりわけ力が入れられ、積極的労働市場政策として有名である。これは単なる量的な完全雇用の達成ばかりでなく、労働の質的水準を高かめ、さらに高令者や心身障害者にも雇用機会を与えるように配慮されていた。

スウェーデンの労働市場政策は、(1) 労働市場サービス、(2) 職業教育訓練・再訓練計画、(3) 雇用創出計画、(4) 社会福祉計画に分かれている。労働市場サービスは日常の職業紹介、就職ガイダンスなどである。職業教育訓練・再訓練計画にはとくに力が入れられている。これは基礎教育、再訓練、身薄者の社会復帰のためのリハビリテーションなどに分かれ、公的に運営されている。再訓練、職業教育計画は個人の選択の幅が広く、現在スウェーデン教育委員会と労働市場庁が運営するコースは約300種類に分かれている。1960~71年まで、ブルーカラー労働者160万人中約35万人が職を変えた。

(3)の雇用創出計画では、「投資基金」にもとづく景気安定化政策によって、雇用の創出がはから

れる。投資基金は民間企業が好況期に投資を行なう場合には税率を高くし、同基金に振込まれる。逆に、不況期には基金から投資の補助金として投資を刺激し、景気を平準化するしくみになっている。

最後の社会福祉の点では、心身障害者の社会復帰にもとくに力が入れられている。そのため、特別な職場—保護工場および保護事務所が準備され、使用者には賃金コストの平均約40%を、自治体および国が助成している。さらに、今年(1977年)から補助率が引上げられる。これら特別な職場は1975年には約31,000人、76年には33,000人である。

労働市場政策は、国の労働市場庁(労働省所管)と県の地方労働市場局が管理しているが、それぞれ労・使代表で構成される労働市場ボードが最終責任を負っている。

このスウェーデンの積極的労働市場政策は60年代の産業構造の変化に対応し、経済の効率化および福祉の増進に貢献した。しかし、1971~72年の不況期には、スウェーデンとしては戦後最悪の失業を記録した(ピーク時で3~4%)。そのため、社民党政権はこの問題を解決するため、オーメン委員会(Åmenska Kommitté)を任命し、高い

失業率とりわけ45歳以上の中高年労働者の雇用保護に関する緊急措置を議会に諮問した。

その後、社民党のバルメ政権は長期的な雇用保障法の成立を急ぎ、1974年7月1日から「新雇用保障法」<sup>(3)</sup>が法制化された。雇用保障法の要点は次のようになる。① レイオフや解雇を含む生産の削減の前には、労働市場委員会または国の雇用機関に2～6ヶ月前までに通告しなければならない。② 解雇やレイオフに際しては、先任権の原則つまり「最初に雇用された者が最後に解雇される」原則が適用される。また、45歳以上の労働者および身体障害者は優先的に保護される。③ 解雇に際して、雇用者が不公正な背景による理由にもとづいた場合、裁判所に提訴できる。この場合、判決が下る場合職にとどまることができる。裁判所が解雇理由を不当とみなした場合、使用者は高額な罰金を支払わねばならない。④ 大量解雇やレイオフをとまらう工場の閉鎖、縮小には、労働組合が人事政策に発言が認められる。⑤ 解雇の最小限の予告期間は、25歳以下で一ヶ月とし、年齢がふえるにつれて期間が延長され、45歳以上では六ヶ月前の予告を必要とする。⑥ 最も重要な基本原則であるが、いかなる雇用者も、客観的かつ公正な理由なしに解雇されない。

この雇用保障法の意義を考えると、内容の点ではスウェーデンでは従来から労使間の信頼関係を

基礎に、労使間交渉でこの程度の原則は守られてきた。しかし、71～2年のような不況期にはこの原則の維持が困難になってくる。とくに、中小企業では困難である。

雇用保障法は在庫に対する低利融資などの財政金融措置を考慮したうえで中小企業にも適用される。この点、一般に解雇が困難な法律が一律に導入されると弱い企業は破産に追い込まれるという懸念が一部から出ていた。しかし、当時の国務大臣 Carl Lidbom 氏はこのような批判を否定し、中小企業でも十分対応できること、この種の法律に対する社会的必要性は非常に大きいことを主張している。<sup>(4)</sup>

注(1) 人間性確保のためのマン・マシン・システムの開発に関する調査研究 全日本能率連盟 人間能力開発センター 昭和50年3月、および高須裕三、丸尾直美、坪井珍彦編著「職場組織の改善と能率」ダイヤモンド社 昭和51年3月参照。

(2) Occupational Health in Sweden, Swedish Institute 1971.

(3) Ministry of Labour, "workers' Protection Act and Workers' Protection Ordinance Stockholm May, 1974.

(4) Roger Nye Choate, "the Swedish Job Security Act, Current Sweden No. 13 Oct 1973.

## スウェーデンのトピック

### <スウェーデン政府の経済政策>

スウェーデンは世界的に景気が上昇するのを待ち続けている一方、国内では、政府は唯一つの政策（インフレを抑える為、失業増加を許す）を除いてあらゆる古典的な経済政策を取っている。

まず第一に行なわれたのは4月初めのクローネ切下げである。スウェーデン・クローネは、ドイツ・マルクに対し6%切り下げられた。

これにすぐに続いたのは産業拡張を可能にする国内需要の増加をめざす一括した経済政策への制限を含む措置である。ここでの主な動きは6月1日に付加価値税を3%（17.65%→20.63%）引き上げたことである。平価切下げと付加価値税引き上げの結果物価が上昇するのを防ぐ為に3月31日

時点の価格における価格凍結を5月31日命じた。

重要産業プロジェクトに資金を調達する為に1977年5月15日から1978年7月の間非重要建築物（ガソリンスタンド、店、事務所、銀行、競技場など）に対する15%の投資追加税を提案した。自治費の制限などの処置も取られ、政府は企業は今年の配当金の引き上げを控え、その代り利潤を設備投資や研究費、流動性の改善などに振り向けることを勧告している。更に政府はもし平価切下げがある企業の利益を大幅に伸ばすようなことになれば一林業が予想される利得者とされているが一ノマルな利益に戻るような手段を講じなければならないと忠告している。

5月初め政府は1977/78年の予算修正案を提出したが、“政府の経済政策の第一目標は雇用維持

と国際収支の赤字を減らすことである。また、バランスのとれた成長を達成することによって社会改革と福祉の発展が今後も続く為の基礎を置くことができる。”と予算大臣インゲマル・ムンデブーは述べている。これは社民党政権の大蔵大臣グンナー・ストレングが云っていたことの繰り返しのようであり、完全雇用の維持と社会福祉の改善はスウェーデンではどの政党にとっても根本的であると思われる。予算修正案提出の際、政府は1976/77、77/78年には合計150億クローノルが雇用維持と企業の競争力強化の為に用意されているし、ほぼ同額が信用保証と企業への税控除ローンに当てられている。政府が今年1月に予算案(1977/78)を提出した時には、記録的な赤字と60年ぶりの海外借入れを含む拡張予算に驚いた者は多かったが、当時はまだ引き締め政策の時期ではないというのが政府の見解であった。しかし、今や機は熟したようである。補正予算は一連の公共事業の削減や延期を要求し、自治費を抑える方向に動いている。

GNPの予測も今年は0.8%アップと修正され、以下輸入2.7%アップ、輸出6.9%アップ、私的消費1.7%アップ、企業投資6.4%ダウン、国際収支の記録的赤字125億クローノルと各々予測が修正された。

勿論、今後のスウェーデンの動向は国際経済の動きいかにかかっている。西ヨーロッパ、日本、アメリカの景気上昇がスウェーデンの輸出に影響を及ぼすことは云うまでもないが、それはいつのことだろうか？

#### <景気座談会>

Veckansaffarer誌、(1977年、No, 22)は経済のエキスパートを集め、スウェーデンの景気動向、経済政策に関する討論を行ないました。以下はその要約ですが、発言の順序などは解りやすくするために多少入れ替っています。

出席者は次の通りです。

- ベント・ペッテション (景気問題研究所)
- カール・ヨハン・オーベリイ (前大蔵省企画長官、現在助教授)
- スィグヴァルド・バルケ (Assi社長)
- インゲマル・ストール (ルンド大学教授)
- クルト・G・オルソン (スカンジナビスカエンシルダ銀行総裁)

ペッテション：景気が今年の後半には本格的な回復に向い、1978年には好況に達するという政府や産業連盟の見通しが実現する可能性は極めて小さいと思う。景気上昇は今年も来年いっぱいゆっくりしたものであろう。これは、外国でノーマルな景気パターンが崩れてしまったことによる。スウェーデンでは操業度の低さは今後もずっと続き、在庫循環や次いで投資景気を始めるまでには当分はいたらない。供給期間が増加し、自己発生的な注文のプロセスが軌道に乗る為には操業度をもっと高まるまで待たなければならない。

OECD諸国、特に西ヨーロッパの景気上向きへの動きはかなり長びいているが、遅かれ早かれ正常な景気メカニズムを取り戻し、スウェーデンも従来のタイプの好況を得られるだろう。もっともこれは1980年の初めのことだが。

ストール：景気上昇が1980年というのは投資財部門に関してで、例えば海外のGNP成長にフォローする林業界などはもっと早いのではないか。鉄鋼、造船については未解答だ。

オーベリイ：ペッテションの戦後初めて景気循環が決定的に崩壊したという説には賛成しない。このメカニズムは非常に強力なもので、私は1978~79年には国際的な好況になると思う。

問題は国際的な景気上昇がスウェーデンの観点からは都合の悪いもので、もっと明らかな投資需要を喚起する能力を持つ状態に我々を戻してくれるほど十分なものではなかったということだ。

オルソン：オーベリイの描く状況はスウェーデンの立場としては、もっと厄介だ。明らかな景気上昇にもかかわらず、スウェーデンは競争力に欠けるのだから。

また、国際的な成長を経験しなかった原因として投資の不足のみを指摘するのは危険だと思う。我々の輸出の中にも国際市場でシェアが減った製品在庫がたくさんある。

バルケ：その通り。だが、もっと安い商品を提供する国々との価格競争で製品を処分しようとしたら、我々は損をするだけだ。

オーベリイ：再び景気に関してだが従来のパターンの速い景気上昇は望ましくない。これはインフレを押し進め、そうすれば大国は景気上昇が再びストップするような力で新たにブレーキをかけるだろう。長期的にみて望ましいのは景気が比較的ゆっくりと、だが安定し、インフレを引き

起さないように上昇していくことだ。

オルソン：勿論、過勢景気は有難くないが、スウェーデンの立場からすれば、国内で正常な景気上昇を得る為には海外での過熱ぎみの景気が必要なんじゃないか。

ストール：OECD諸国の低成長がすぐにスウェーデンの輸出に影響を与えたというのは、我々の輸出が投資財指向が強いからであり、これは基本的な構造上の問題だ。

バルケ：ここでは、景気問題と構造的問題を区別してディスカッションした方が賢明だろう。国際的には景気上昇があったにもかかわらず我々の問題は解決されていないという状況は、スウェーデンには構造的なコスト問題があることを示していると思う。スウェーデンの多国籍企業は海外では利潤をあげているが、国内では損をしているか、不満足な収益かで、これは是非解決しなければならぬ構造的問題だ。

オルソン：私は1975~76年のコストの拡大が予想していたよりも小さかったと考えている多くの産業界のリーダー達に会っている。しかし、今までは古い契約に基いて製品を供給してきたわけであり、これから新しい契約にサインする時、スウェーデンはシェアを急速に失い始めるのではないか。

ストール：コストの問題に関しては悪循環ということを指摘したい、つまり、労働者が企業から金を摘みとるので収利性は下がる。国家は労働者から中でも所得税という形で金を取り、これを企業に還元する。この循環は年に1千万クローネにも上る。この悪循環は正常な市場メカニズムの大部分が排除されてしまっていることを意味する。1千万クローネが所得税減税に使われていた方がよかったという可能性はある。そうすれば収益問題を抱える多くの企業が助けられただろうが同時に拡張の可能性のもっと大きい企業から労働力を吸い取ることもなったであろう。現行の政策は急速な景気上昇が見込まれる時は構わないが、上昇が長引く時は経済の中に政治化された部門ができることであり、危険である。賃金が低い時は労働者が進んで職場を離れるような社会的な補償制度を見つけるべきであり、政府が税収入で企業の賃金の150%を払うよりもずっといい方法があるに違いない。

私は三つの手段が考えられる。第一は全く非現

実的なのだが賃金水準を下げることである。第二は平価切下げで、第三は所得税と付加価値税と交換する話があったが労働力の需要を創出し、政府の助成が急速に増加するのを防ぐ為に、所得税を助成金と交換することもできる。我々は政治の力を産業界に導入しつつあり、これは長期的にみて非常に危険である。

オルソン：これまでに構造の合理化と人員整理のテンポが速すぎたこともあったかもしれないが、政策が全く反対の方向に行ってしまうことも危険だ。企業の借り入れと信用が一致しないような時でも企業が操業を維持するよう社会的に強制すべきという意見は極端すぎる。

バルケ：今日では収益をあげ資本を作り出す為にはマイナスの雇用成長が必要であることが多い。拡大的要素はどんどん少なくなっている。今日のスウェーデン産業界で乳を出してくれる牛は一本どこにいるのか？ 経営状態の思わしくない企業を誰が背負ってくれるのか？

オルソン：海外からの借り入れについて一言。スウェーデンはもはや以前の様によい借り手ではないことは明らかで、特に、これはスイスに対してそうだ。もし景気の向きを変える為に力強い手段を講じる用意があることを海外に示さなければ、国際的圧力にさらされる危険があるし、イギリスが陥ったような惨めな状態になるだろう。

ペッテション：スウェーデンのゆるやかな経済政策の方向転換は、前述した国際状況を背景に十分に根拠をもつものだが、唯一つの例外は在庫助成政策である。この目的は79年末までに在庫を正常なレベルにまで引き下げることだが、これは80年を前に在庫の準備状態が悪く、在庫を単に不必要な失業に換えただけであることを意味する。一年半のうちにスウェーデンもOECD諸国並の高い失業水準になってしまう。唯一の代替案は平価切下げによって依然として存在する国際市場の需要をもっと我々に引きつけることだ。

オルソン：在庫助成が続けば産業界の構造的問題を長びかせ、長い眼でみると更には競争力を弱める恐れがあるのではないかと思う。スウェーデンの技術は以前ほど国際的にリードしていないし、十年前には我々が世界チャンピオンだと思っていたような製品を今日では発展途上国が生産できる例はいくちもある。

バルケ：在庫援助政策が展望を誤ったのは明



らかだ。海外からの借入れが今後の可能性を減らさせたのと同じ様に、将来の困難を蓄積させてしまった。

オーベリイ：在庫助成は二重の効果があった。一つは雇用を作り出したことで、もう一つは貿易バランスを調整する潜在力を作り出したことである。とにかく後に輸出できる生産物を生み出したし、現在は供給に停滞があるにしても在庫は大きな潜在的な外貨収入を意味する。

### <もめた今年の労使交渉>

1909年の大ストライキ以来初めて今年のスウェーデンの労使交渉は大もめにもめた。厳しい経済状況の為か、政権交代の心理的影響の為か、あるいはブルーカラーとホワイトカラーが一致して交渉にあたることを決意した為か、スウェーデンは賃金交渉をめぐるまさに戦端が開かれかねない状況にあった。

雇用者側が、高賃金→高価格の為に、スウェーデン製品は国際市場での競争から閉め出されてしまっていると主張するのに対し、労働者側は経営者は株主の利益を減らさずに労働者の賃金基準を下げることをばかり考えていると反論した。

7ヶ月にわたる交渉も妥協点を見出すには至らず、SAF（雇用者連盟）と130万人のブルーカラー、ホワイトカラーの労働者を代表するLO・

PTKは三人からなる調停委員会の出した案には同意できなかった。雇用者側は賃金値上げには生産性の増加が伴わなければならないと主張したが、ブルーカラーの労働者は予想される10%インフレ以下の賃金上昇は生活水準の低下を意味するとして、今後のインフレから生活を守る連係指数を希望した。ホワイトカラーのPTKは調停者案を拒否し、食品卸売業、デパート、国内航空会社の3,000人の労働者をストに駆り出していた。LOもPTKもSAF加盟会社の超過勤務と新規採用に対する封鎖妨害を宣言したが、SAFは封鎖妨害の間は一時的解雇賃金を認めないと云って応酬した。混乱した市民には食料配達停止のニュースや倉庫で腐り始めている果物の光景などが入ってきた。

事態は雪ダルマ式にふくれていき、SAFがPTKメンバーに11日のロックアウトを通達すれば、PTKはさらにスウェーデン史上最大のストライキになったであろう50,000人を発表してやり返すという具合だった。また、SASのケビン職員がストライキをした為、SAS交通の音が停り、ラジオ、テレビ局の労働者がストライキに入っただけで放送できたのはニュースとわずかの既に録音済みの作品のみだった。

しかし、最後にはついに理性が勝利を収め平均7%上昇というところで合意に達した。再び“英国病”の危機は避け得たのである。

## 最近のスウェーデン経済・社会ニュース

### 産業界のエネルギー節約について

産業庁(National Industrial Board)の研究によれば、スウェーデンの産業界は、この5~10年のうちに毎年110万トン——これは産業界全体の石油消費の20%にも相当する——ものエネルギー節約ができる。この計画には約23億クローナ(1,495億円)の投資が必要である。

1975年に始められた現在すすんでいる工業プラント全体をカバーするこの研究は、廃棄されている熱を家庭用暖房に用いれば、さらに毎年265,000トンもの石油の節約が可能となる。

パルプ及び製紙業界での節約は毎年31万トンの石油に相当しよう。これに対応する化学産業界の節約は28万トン、製鉄業は25万トン、セメント産

業は10万トン、機械産業は85,000トンである。食品、繊維、木材加工などの分野を含むその他の業界での節約は、約67,000トンになろう。

産業界での電力消費を下げる可能性は、可変式ポンプの取り付けとプロセスコントロールの改良とによって若干の増加が得られるものの、きわめて小さい。

同庁は産業界でのエネルギー節約の為に投資の最大35%までの補助金を与える制度をつづけるべきであると主張している。

### エネルギー消費3%低下

スウェーデンのエネルギー消費量——電力、石油、石炭等——は、中央統計局の言によれば、今年の第1四半期には前年同期よりも3%低下した。

量的にみると、消費量は421.6テラジュールであり、これと比較すると昨年の消費は436.3テラジュールであった。

産業界の消費量は4%低下して163.1テラジュールであり、家庭や業界の消費量は6%低下して201テラジュールに達し、さらにまた運輸及び通信業でのエネルギー消費は7%上昇して57.5%に達した。

エネルギーの全供給量は第1四半期も約503テラジュールと事実上不変であった。石油は6%ふえて381テラジュールであり、原子力は24%ふえて19.3テラジュールに達し、一方水力は25%低下して46.6テラジュールであった。さらにまた石炭と国内燃料も低下した。

#### 個人消費の9%の部分、価格統制をうける

スウェーデンの個人消費の分野では全体の9.3%が、この1976年末の水準で、何等かの形での価格統制をうけている。このうち7.1%は価格凍結の対象であり、2.2%のものは値上の事前通告が必要とされるものである。

この事実は価格の状況と商業及び産業界での競争をモニターし、調査し、そして公表してゆくことに責任をもつ中央機関である価格及びカルテル庁(SPK)の年次報告書にもられたものである。

1976年度中に同庁は35件の調査報告書を提出し、98件のカルテル協定と価格協定からカルテルの登録にいたるその他の業務を行ってきた。1976年中に、同庁は780社の企業又は機関を訪問し、こうした協定についての詳細を公表してきた。

#### 毎年1,000人の医学生が誕生

スウェーデン協会の発行する小冊子“現在のスウェーデン”誌の最近号によれば、スウェーデンの六大医学校——ストックホルム、イエーテボリ、ルンド/マルメ、リンシェーピン、ウーメオ、及びウップサーラの各大学——は合計で毎年約1,050人の医学生を入学させ、このうち約96%が卒業する。

このうちストックホルム大学が抜きんでて最大で、毎年約360人が入学する。残る五校はそれぞれ82~190人の学生をうけ入れる。スウェーデンの医学生は毎年10,200クローナ(663,000円)の貸与金を受けることができ、これにさらに返却の必要のない1,800クローナ(117,000円)の助成金

が与えられる。教育費は不要である。

この7月1日現在で、スウェーデンの高等教育体系は再編成の途中であり、全ての大学(農業省所管のものは除く)は大学委員会(National Board for University & Colleges)が設定する6個所の地区委員会によって統括される。教育区域については5分野に分けられ、そのうちの1つが今後の健康を取り扱う人間の高等教育の分野をカバーする。これには看護婦及び物理療法取扱者などから医師及び外科医などが含まれる。

#### 保険証書の役もする飛行機のキップ

スカンディア(Scandia)保険会社は、飛行機での旅行者の為に、“一見しただけで”オプションの度合とその為の費用とが分る、簡単に高度にゆうづう性のある旅行保険システムを開発した。このALTIとよばれるシステムは、現在スウェーデン国内でいくつかの代表的な航空会社の手でテスト中である。

現在市販されている旅行保険のほとんどは、あまりにも複雑でありかつまたその管理に時間がかかりすぎることは広く知られている。スカンディア社はトラブルが最少ですむようなシステムを開発しようと決心した。

このALTIシステムによると、これまでの保険証書は完全にとって替られ、旅客の名前、発行者、発行場所と日時といった基本データののっている切符そのものが、特殊な保険用コードを印刷する作業によって保険証書となる。セールス用リーフレットにはシステムの各条項についての簡単な記載があり、全てのオプション及び条件はサマリーチャートにあらわされている。

このシステムは、個人保全、事故死、廃疾の3種の保険を別個に又は組合せて購入できるという“ブロックシステム”を採用している。これによって旅行者は二重保険をかける必要がなくなる。

この新システムをスウェーデンで試行してみても成功すれば、海外でもこのシステムを部分的に導入してゆくこととなる。これには西欧及びその他の外国で大きな関心を集めており、すでに適当な商標登録と特許がとられている。地上旅客の為に同様な商品開発がすすめられている。

#### 火傷につけるヘパリン

スウェーデン医学ジャーナル(Swedish

Medical Journal) に公表された予備報告によれば、はげしい火傷に凝固防止剤を加えたヘパリンを用いて局所治療を行って、26名のテスト患者中25名に“完全ないたみどめ効果”をあげることが、このほどストックホルムのカロリンス病院 (Karolinska Hospital) で成功した。

この療法は火傷にヘパリンをふきつけ、凝固防止剤を加えてやわらかくした湿布を傷にはりつける。ほとんどの場合、この療法によって火傷からくる痛みは24時間以内に完全に消えた。ただ治療が遅れた場合には、この処置を何度かくりかえす必要があった。

さらにこの新しい局所治療法の有利な副作用として、ひどい火傷に普通ともなう皮ふのふくれ上りが普通よりもかなり小さいことがあげられる。

#### 再使用できる初めてのプラスチック製カン

最高 135℃ の温度にまで耐えられ、そのなかに入るいかなる種類の食品にも影響されることのない、開けやすいプラスチック製のカンが、このほど包装の専門会社である Lund (Lund) のオーケルンド・ラウシング社 (AB Åkerlund & Rausing) の手で開発された。このレットパック (Letpak) と呼ばれるカンは、世界で初めての再使用可能なプラスチック製カンであると言われる。

このレットパックに用いられている主材料はポリプロピレンであり、これは“純粋い”プラスチックの一種で世界中の保健当局から食品包装に用

いる完全な認可をうけている。このプラスチックのカンの製造には従来の金属容器を製造する場合よりも少ないエネルギーですみ、かつまたそのエネルギーの大部分も熱のかたちで再回収できるといわれる。

0.4リットル入りで重量わずか 25 グラムのカンははじめて作られるサイズである。これにはカン本体からはなれない引き上げ式のフタがついていて指を切ることもない。型も丸のかわりに長四角なので、運送・貯蔵及び棚上のスペースなどの面で 20% までの節約ができると言われる。

注入と封入作業は発明家達の手で開発された機械を用いて、若干の修整を加えた従来の包装ラインで行うことができる。特殊なシーリング技術によって、酸素と蒸気への不透性が保たれる。カンの表面にはロートグラビア印刷によって印刷が可能である。

すてられたカンは普通の火にかけてやくことができ、残るものは灰と無害な蒸気だけで環境への悪影響は全くない。

サビの出ることのないこのレットパック・カンは熱くて湿気の多い地方や、気候に急激な変化のある地域で用いる場合には特に価値があるとメーカーは言っている。

この新しいカンの開発には六年かかった。最初の製品はこの 9 月に国内のスーパーに出はじめよう。テストマーケティングされる商品は新しいタイプのソーセージとミートソースである。

### 事務局より

#### ○ラルフ・グリーン科学アタッシェ着任

スウェーデン大使館科学アタッシェとして、ベックストレーム氏の後任に、ラルフ・グリーン氏が 9 月に着任された。

#### ○省エネルギーに関するシンポジウム開催

Lund 大学学長スヴェン・ヨハンソン氏とウプサラ大学オーケ・スンズボリー教授を迎え、日瑞基金と経団連の共催で、去る 10 月 13 日、省エネルギーに関するシンポジウムが経団連会館で開催された。同シンポジウムは京都大学岡村健

二郎教授司会により、同教授と新日本製鉄の徳永久次常任顧問の両氏がコメンターとなり、参会者の発言も加わり、有意義に終始した。

#### ○スウェーデン社会研究所設立 10 周年記念パーティー

当記念パーティーは、来る 11 月 25 日午後 6 時より霞が関ビル東海大学校友会館において、研究所会員および関係者の参集をえて開催することに決定した。

# 職場組織の 改善と能率

日本大学教授

高須裕三

中央大学教授

丸尾直美 編著

トヨタ自動車工業(株)取締役

坪井珍彦

276頁 定価 1200円  
送料 160円

頻発する山ネコ・スト、転職率とアブセンティズム（計画的欠勤）の著しい増加、組織の規律喪失ないしディスオーガナイゼーション（組織崩壊）現象の兆候など、先進諸国の工場および労使関係は重大な転換期に直面していると言えよう。

他方、こうした現象に対応する新しい自律的秩序の兆候も各国にみられはじめています。本書で詳細に紹介されているスウェーデンのボルボ社、サーブ・スカニア社、あるいはアメリカのゼネラル・フーズ・トペカ工場などは、作業の画期的な再組織と新方式の導入によって、現代の工場が抱えている問題を解決し、環境改善と能率の両立にめざましい成果をあげている先駆的工場の好例であろう。

日本の場合はどうであろうか。日本はヨーロッパや

職場の再組織

労働環境をどう人間化するか  
ライン作業の再組織と改善  
コンベア作業の問題と改善の方向  
「マン・マシン」のあり方

日本における  
労働環境の特  
殊性と対策

自動車産業における労働の人間  
化—トヨタ自動車工業  
家庭電器産業における労働の人  
間化—松下電器、三洋電機、三  
菱電機  
自動車部品メーカーのモジュ  
ール方式—関東精器、日本ラチエ  
ーター

海外企業の職場再  
組織の実態

「組織崩壊現象」に悩む企業  
作業再組織による画期的な新工  
場  
「生産グループ」「推進グル  
ープ」による職場の活性化  
ホワイトカラー労働にも人間化  
を  
「ジョブ・エンリッチメント」  
の成功例

アメリカとは事情が違ひ、日本人はもともと勤勉であるし、単一民族であるからコミュニケーションもうまくいっているし、人間の参加の組織もでき上がっている、と見る向きが多いようである。しかし人の意識というものは、契機さえあれば大変化し得るものである。オイル・ショックを契機とした消費者意識の変化で我々はそれを経験済みである。また、よごれる仕事を極端に嫌い、阻害意識の強い最近の若年労働者をつなぎ止めておくために、現場の管理者がどんなに頭を悩ましているかは、もっと知られるべきである。そういう意味で、本書に紹介されているトヨタ、松下電器などの日本の先駆的工場の努力は、大きな参考になるであろう。

〒 100 東京都千代田区霞が関1-4-2 電話(03)504-6515 振替東京 25976

ダイヤモンド社